



様式第二号の八（第八条の四の五関係） （第1面）

## 産業廃棄物処理計画書

令和4年6月24日

吹田市長 様

提出者

住所 大阪府中央区本町4丁目1番13号

氏名 株式会社 竹中工務店大阪本店

執行役員本店長 弦田 康平

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6252-1201

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 竹中工務店大阪本店（吹田市管轄事業場）
事業場の所在地	吹田市管轄区域内
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	323,927百万円
③従業員数	2,226人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	別紙 1, 2 のとおり
(管理体制図)	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	別紙 1, 2 のとおり		
①現状	【前年度 (      年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項	別紙 1, 2 のとおり
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

		【目標】	別紙1, 2のとおり	
②計画	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
	再生利用業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法一産業廃棄物処理計画書)  
 現状：前年度(令和3年度)実績量  
 計画：今年度(令和4年度)計画量

単位：トン/年

コード	産業廃棄物の種類 名称	排出前に関する事項		自らの発生利用に関する事項		自らの中間処理に関する事項		自らの焼却処分等に関する事項		処理委託に関する事項																			
		排出量 (前年度実績値の①)	現状	計画	自らの発生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+③)	現状	計画	自らの焼却処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の④)	現状	計画	自らの焼却処分又は委託焼却処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤+⑥)	現状	計画	全処理委託量 (前年度実績値の⑦)	現状	計画	優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑧)	現状	計画	再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑨)	現状	計画	認定除回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑩)	現状	計画	認定除回収業者以外の除回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)	現状	計画	
200	①汚泥	20468.000	16374.400											20468.000	16374.400	16374.400	0.000	0.000	20468.000	16374.400	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
300	②廃油	2.650	1.800											2.250	1.800	1.800	2.250	1.800	2.250	1.800	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
600	③廃プラスチック	4.000	3.920											4.900	3.920	3.920	4.900	3.920	4.900	3.920	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	4.900	3.920	0.000
800	④木くず	38.500	30.800											38.500	30.800	30.800	38.500	30.800	38.500	30.800	13.200	30.800	25.300	30.800	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
1322	⑤廃石膏ボード	7.660	6.140											7.660	6.140	6.140	7.660	6.140	7.660	6.140	2.880	6.140	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
1501	⑥コンクリート片	2729.980	2183.980											2729.980	2183.980	2183.980	2729.980	2183.980	2729.980	2183.980	1779.980	2183.980	0.000	0.000	136.160	0.000	0.000	0.000	0.000
1502	⑦アスコン片	338.660	270.930											338.660	270.930	270.930	338.660	270.930	338.660	270.930	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
1500	⑧その他がれき類	78.820	63.060											78.820	63.060	63.060	78.820	63.060	78.820	63.060	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
2020	⑨建設廃棄物(管理型)	342.940	274.350											342.940	274.350	274.350	342.940	274.350	342.940	274.350	0.000	0.000	0.000	0.000	182.450	0.000	104.420	0.000	0.000
2400	⑩石粉含有産業廃棄物	88.915	71.890											88.915	71.890	71.890	88.915	71.890	88.915	71.890	0.000	0.000	0.000	0.000	43.130	0.000	0.000	0.000	0.000
2500	⑪水銀含有製品	0.450	0.360											0.450	0.360	0.360	0.450	0.360	0.450	0.360	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
3500	⑫廃電池類	1.110	0.880											1.110	0.880	0.880	1.110	0.880	1.110	0.880	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	合計	24103.203	19282.560	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	24103.205	19282.560	19282.560	1375.975	1100.700	22583.750	19282.560	25.300	379.640	4.900	106.340	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合は、空欄に限り、空欄へ産業廃棄物のコード及び具体的な名称を添付記入してください。  
 ※数量に関しては、小数点以下8桁表示として記入してください。

別紙2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	323,927百万円
③従業員数	2,226人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1のとおり

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等、別紙を参照)

別添2のとおり

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・工法の改善</li> <li>・梱包材の簡素化</li> <li>・ユニット化搬入</li> <li>・実寸発注の実施</li> <li>・資材の再利用</li> </ul>
②計画	(今後実施する予定の取組) 上記に加え、下記を検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別工事における工法の改善による産業廃棄物の削減</li> </ul>

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類 (コンクリート塊, アスファルト塊, ガラス陶磁器くず)、廃プラスチック類、塩ビ、木くず、金属くず、石膏ボード、ALC、混合可燃物 (紙くず, 繊維くず) は分別すると共に、石綿含有産業廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを維持、推進していく。



5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない
②計画	(今後実施する予定の取組) 建設汚泥やがれきの自ら利用について検討をしていきたい。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない
②計画	(今後実施する予定の取組) 建設汚泥やがれきの自ら利用について検討をしていきたい。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない
②計画	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・再資源化率の高い事業者を選定している。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・当社登録業者（建設副産物部会）からの選定を基本とする。 ・部会からの選定ができない場合、可能な限り優良認定処理業者から認定する。 ・原則として電子マニフェスト対応可能な処理業者を選定する。 ・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。 ・委託先処理業者には、定期的に現地確認を実施する。

## 別添 1 処理工程図

いずれも処理会社に処理委託し、主に以下工程で処理する。

- ・汚泥→脱水・固化等により再資源化、または埋立
- ・廃油→油水分離・エマルジョン処理等により再資源化
- ・廃プラ→R P F化により再資源化、または焼却により熱回収
- ・紙くず→焼却により熱回収
- ・木くず→破碎により再資源化または、焼却により熱回収
- ・金属くず→破碎等により再資源化
- ・ガラス陶磁器くず→破碎等により再資源化または埋立
- ・がれき類→破碎等により再資源化
- ・混合廃棄物→選別、破碎等により再資源化及び埋立

## 別添2 管理体制図

